

○副議長（福島直子君）次に、いそべ尚哉君。

〔いそべ尚哉君登壇、拍手〕

○いそべ尚哉君 日本維新の会横浜市議員団のいそべ尚哉です。会派を代表しまして、上程されている議案のうち市第115号議案、市第118号議案、市第124号議案及び市第141号議案に関連して山中市長、大久保副市長に順次質問いたします。

質問に入る前に、1月1日に発生しました能登半島地震に際し、亡くなられた方々に御冥福をお祈り申し上げるとともに被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈りします。

それではまず、市第115号議案横浜生活利便機能誘導低層住居地区建築条例の制定について伺います。

今回の条例制定案は、用途地域等の見直しと併せて生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる第一種、第二種低層住居専用地域内の一部において日用品販売店舗の建築などを可能とするために建築物の用途制限の緩和などを定めることを目的とするものと認識しております。このような規制緩和によって既存のものにとらわれずに新しいビジネスやサービスの創出も期待されますが、これらの創出が地域社会に溶け込んでいき地域住民の生活利便性向上に資することが必要であると考えます。

そこで、民間の力を引き出し生活利便施設の立地を誘導するための本市の役割について市長の見解を伺います。

日用品販売店舗やサービス店舗の建設による利便性の向上は郊外地域の住民にとって重要ですが、近年、物価高騰により高齢者の購買意欲が減少傾向にあり、客単価等を踏まえ事業者が採算に見合わないことや郊外部におけるスタッフ等の人材確保の難しさなどを理由に参入を躊躇する可能性が考えられます。また、本市の住居専用地域における高齢化の進行も著しく、特に第一種低層住居専用地域では法的にコンビニエンスストアの出店は困難です。第二種低層住居専用地域への移行施策や移動販売の施策に加え、地域住民の生活利便性の向上のためさらなる対応が必要と考えます。

そこで、地域住民の生活利便性を向上させるため地域に密着し地域の特性を生かした形で個別にも対応すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

また一方、郊外住宅地を形成する第一種低層住居専用地域において老朽化した住宅が多く残る地域もあり、容積率の緩和によりゆとりある住空間への建て替えを可能とするということですが、先を見据えれば買物困難な地域が広がる可能性があります。そこで、老朽化した住宅が多く高齢化の進行が著しい郊外住宅地の再生や魅力向上のため用途地域の見直しなど継続的な取組が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

本条例の制定を契機に郊外住宅地の利便性が向上し本市の郊外部活性がより一層進むことを期待をして、次の質問に移ります。

次に、市第118号議案横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部改正について伺います。

これまで条例制定以降170件もの事業を認定し、雇用や市内の発注、税金など大きな効果を生み出してきたものと認識をしております。こうした成果を踏まえ、次のステージにおいても明確な目標を設定し効果を最大限発揮できるような活動を求めますが、そこで、見直しに当たっての目標設定の考え方について市長に伺います。

本条例は平成16年度に施行して以来様々な企業の立地を推進してきたものですが、その間も、このたびの改正案と同様、期間の延長を伴う見直しが5回ほどあったと聞いております。企業による投資活動はその時々を経済情勢などを踏まえて変化していくもので、見直しを適宜行っていくことは必要ですが、約20年にわたり長く継続してきた企業立地施策の流れをしっかりとくんだ見直しであることが求められます。このたびの改正案では助成措置を縮小する箇所や特定の対象の支援を強化する箇所が各所にあり、新たな方針に転換しているかのように見受けられますが、このような転換が以前の施策との断絶を招くのではないかといった懸念を持ちます。

そこで、本改正案において助成措置を縮小、休止としている箇所があることについての考え方を市長に伺います。

また、本改正案では、様々な産業分野がある中で脱炭素分野を重点化する旨を掲げております。これまで本条例が支援してきた産業や企業への支援を損なわないような取組が求められますが、そこで、脱炭素分野への支援に特化することによる他の産業分野への支援とのバランスについて市長に伺います。

企業の市内への投資、立地を促進することは、本条例が目的とする雇用の増加や事業活動を活発化させ、本市の経済を活性化させる有効な施策だと捉えます。本条例がこれまでに進めた市内の企業立地、集積の実績を十分に生かせるようこれまで以上に効果的かつ積極的な企業誘致を進めていただくことを期待して、次の質問に移ります。

次に、売春防止法の改正に伴う市第124号議案横浜市婦人相談員の費用弁償条例の廃止について伺います。

令和6年4月1日の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に合わせ売春防止法が改正をされます。これまでは困難な問題を抱える女性の支援については、要保護女子の保護更生を目的とした売春防止法を根拠としてきました。しかし、この困難女性支援法において、その目的、基本理念に女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点を明確に規定され、女性の複雑化、多様化していく困難な状況に対し支援の充実が図られていくことになるものと認識をしております。また、この法の中では民間団体との協働による支援についても大きく掲げられており、官民連携によるきめ細やかな支援が求められています。

本市では令和5年度から若年女性支援モデル事業を民間団体との連携により開始しており

ますが、そこで、若年女性支援モデル事業の進捗について副市長に伺います。

この事業の対象となる10代から20代のいわゆる若年女性は、自ら悩みを抱え込み問題がはっきり表面に出てくるのが難しく行政につながりにくいとされています。対象となる若年女性の抱えている問題は複雑かつ多様であると思いき、きめ細かく充実した支援となることを求めますが、そこで、若年女性支援モデル事業実施団体との連携方法について副市長に伺います。

近隣の東京都では既に東京都若年被害女性等支援事業として実施されていますが、昨年受託団体における実績報告の内容に誤りが判明するという問題が発生しました。当該受託団体は本市で選定された実施団体とは異なる団体ですけれども、このような選定を未然に防げるよう取り組んでいくことは重要であり、また、そもそも若年女性への支援を行っている民間団体が少ないことから限られた民間団体に対してしか業務を委託できないという問題も浮上しております。

そこで、事業の適切な実績報告及び担い手の確保について副市長に伺います。

困難女性支援法施行のタイミングで若年女性支援モデル事業が本格開始されますが、最も大切なことは、女性が自らの困難な状況を解決したいと思ったときにそのタイミングを失うことなく様々な方法を用いて対象となる女性自身が求める支援につながっていくことだと思います。その点で、民間団体と連携することにより相談先の増加だけでなく行政だけでは取り組むことが難しい支援を行うことができ、相談者である女性の求める支援につながると捉えます。一方、事業進行中に不適切な事務処理が起これば信用を失い相談をちゅうちょしてしまう状況を生むかもしれません。事業の実施に当たっては相談者への対応はもちろん事業遂行において丁寧に取り組んでいただくことを求めて、次の質問に移ります。

次に、市第141号議案、一般会計補正予算のうち電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業について伺います。

本市ではこれまで物価高騰対策給付金給付事業として非課税世帯を対象に給付金の支給を行ってきましたが、このたび実施される給付金給付事業については、非課税世帯のほかにも均等割のみ課税世帯や定額減税額が課税額を上回る方などこれまでよりも幅広い層が給付対象となると聞いております。これら一連の給付を行うとなれば煩雑で労力を伴う作業が多く出てくるかもしれませんが、速やかにかつ確実に給付金を受け取ることができるよう着実に進めていただきたいと思います。一方、これまでよりも給付金の種類が増え、また、支給対象世帯の範囲が広がることから給付金の制度が分かりづらいつと感じる方も増えるのではないかと、高齢者の方はもちろんのこと特に外国の方などはどのように手続をすれば給付金を受け取れるか難しさを感じるかもしれません。

そういった方々が手続が難しいという理由で申請を諦めることのないよう丁寧に支援を行う必要があると捉えますが、そこで、申請手続のサポートをどのように行っていくのか、市

長に伺います。

また、そのほかにも、DV等の理由により住民票を移さずに避難されている方や施設に入所されている方など様々な事情から給付金を受け取っていただくために特段の配慮を必要とする対象者も多くいらっしゃるかと思います。そこで、そのような配慮を必要とする方にも給付金が届くよう丁寧に対応することが必要だと考えますが、市長の見解を伺います。

昨今の物価高の影響は市民生活全般に及んでおり、支援を必要とする方へ確実に給付金を届けることが求められます。複雑な制度であるがゆえ事務の難しさもあるかとは思いますが、対象となる全ての方々に滞りなく給付金が行き届くようにきめ細やかな支援を求めて、次の質問に移ります。

次に、同じく一般会計補正予算のうち信用保証料助成等事業について伺います。

物価高騰対策として計上されている当事業ですが、長年にわたり中小企業の資金繰り支援策として実施している中小企業融資事業において事業者が融資を受ける際に必要となる信用保証料の一部を横浜市が助成するという事で企業の負担を軽減する事業と認識をしております。今回の補正予算では物価高騰対策を目的とし、信用保証料の助成のために1億6000万円もの予算額を計上しております。決して低くない予算額であり、予算に見合うだけの効果がどれだけあるか検証することが必要だと捉えます。

そこで、これまでに実施された信用保証料等助成事業の具体的な成果と事例を副市長に伺います。

コロナ禍において実質無利子融資、いわゆるゼロゼロ融資をはじめ大変多くの利用があり、緊急事態宣言の期間が複数回あった令和2年度の中小企業融資制度の利用実績は総計で5311億円にも上ったと聞いております。実情として多くの経営状況が厳しい企業が中小企業融資制度を利用したと考えられます。一方、本来であれば倒産せざるを得なかった企業の中にはあって、こうした資金繰り支援により事業継続が困難だった企業も延命することにつながったのではないかと。この事業は中小企業の支援を目的とし、売上げの大小にかかわらず数多くの事業者の経営を下支えしてきた一方、助成事業が継続的に行われることで実際には経営が持続困難な事業者の存続を延長してしまう可能性があるものと捉えております。

そこで、信用保証料助成事業が持続困難な事業者の存続を延長してしまう懸念をどのように認識をし、成長可能な企業を支援、健全な市場環境を維持するためどのような対策を講じているか、副市長に伺います。

新型コロナウイルス感染症は第五類感染症へと移行し、今後は困難な状況における支援策から脱却をし経済成長につながる企業の新陳代謝にも目を向けかけた支援策に取り組むことを求めまして、日本維新の会横浜市議員団を代表しての質疑を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（福島直子君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君）いそべ議員の御質問にお答えします。

市第115号議案について御質問をいただきました。

生活利便施設の立地を誘導するための本市の役割についてですが、用途地域の見直しと併せて本条例を制定することにより立地の条件を明確にし、店舗等が出店しやすい環境を整えるとともに地域のニーズに合った建築計画や周辺への配慮を促します。これにより、良好な住環境を維持しながら持続可能で価値の高い住宅地づくりにつなげることが本市の役割であると考えております。

生活利便性向上のための個別対応についてですが、周辺環境への配慮など一定条件の下、個別に許可できる基準を策定し生活利便施設の立地を誘導します。これにより地域の特性を生かした多様な活動の実現等を図ります。

継続的な取組が必要とのことですが、地域の実情等を踏まえながらより暮らしやすいまちづくりを進めるため、用途地域等の見直しについて継続して検討を進め定期的な見直しを行っていきます。また、個別にまちづくりが進む地区については事業計画や地域の合意形成の進捗に合わせまして随時見直してまいります。

市第118号議案について御質問をいただきました。

見直しに当たっての目標設定の考え方ですが、このたびの企業立地促進条例の改正では新たに適用期間中の数値目標を設定することとしました。みなとみらい21地域が概成し大規模立地が見込めない状況ですが、重点5地域や重点分野への特化した支援により、これまでの実績の1.2倍に当たる45件を認定することで1万人の雇用の創出と1600億円の企業投資を目標に設定しております。

助成措置を縮小、休止としている箇所があることについてですが、このたびの条例改正は、企業ニーズや企業立地の動向の変化を踏まえまして支援内容を見直すことにしたものであります。まず、みなとみらい21地域が概成したため助成上限額を引き下げます。また、需要を上回るオフィス床の供給が見込まれるため賃貸業務ビルへの支援を休止するほか、テナント入居の傾向が高い本社につきましては取得型の支援を縮小いたします。

脱炭素分野への支援に特化することによる他の産業分野の支援とのバランスについてですが、脱炭素はグローバルな課題であるとともに半導体、自動車、住宅など幅広い産業分野が関わり、2050年の経済効果は全国で290兆円と試算されております。企業立地促進条例では、脱炭素分野を重点分野とするとともにテナントとして入居する本社の支援、中小企業の工場立地の支援などに取り組むことで横浜経済の持続的な発展を実現してまいりたいと考えております。

市第141号議案について御質問をいただきました。

緊急支援給付金に関する申請手続のサポートについてですが、制度に関するお問合せへの

対応や申請書の作成を支援するサポート窓口を全ての区役所に設置します。また、外国の方には8か国語対応のコールセンターや英語に翻訳したチラシを活用した支援を行います。さらに、各種郵送物は点字や音声読み上げにも対応するなどして支援を必要とされる方にしっかりと必要な情報をお届けできるよう丁寧に進めてまいります。

配慮を必要とする方への対応ですが、DV等の理由により避難している方や施設への入所措置が取られている児童などに対しては御本人が直接給付金を受け取れるよう各区の福祉保健センターや相談機関、入所施設などを通じて必要な手続を御案内いたします。また、ホームレスの方には支援団体等と連携をいたしまして給付金の申請相談会を実施するなどそれぞれの御事情に合わせた支援を行ってまいります。

以上、いそべ議員の御質問に御答弁を申し上げます。

残りの御質問につきましては副市長より答弁をいたします。

○副議長（福島直子君）大久保副市長。

〔副市長 大久保智子君登壇〕

○副市長（大久保智子君）市第124号議案について御質問をいただきました。

若年女性支援モデル事業の進捗ですが、令和5年10月から12月に実施団体の公募を行い2団体から応募がありました。その後、12月に若年女性支援モデル事業実施団体選定評価委員会を開催し、応募団体によるプレゼンテーションとヒアリングを通じまして実施団体を決定いたしました。令和6年2月1日から事業をスタートしたところでございます。

事業実施団体との連携についてですが、まずは実施団体がSNSを活用したアウトリーチを行い、悩みを抱えている若年女性に対して相談できる場所があるということを周知し相談につなげます。その後は本市や関係機関と実施団体とが連携しまして支援計画の策定や居場所の提供など相談者一人一人に応じた柔軟な支援を行ってまいります。

事業の適切な実績報告及び担い手の確保についてですが、これまでも女性福祉相談業務におきまして補助金の精算に当たっては、実績報告書に領収書の添付を求めるなど事業者の適正な執行を確認してまいりました。今後も同様に対応してまいります。また、新たに設置します関係機関連携会議を通じまして支援団体に関する情報を収集することなどによりまして困難を抱える若年女性を支援する担い手、また、新たな団体の確保にも取り組んでまいります。

市第141号議案について御質問をいただきました。

信用保証料助成等事業の具体的な成果と事例でございますが、令和元年度の台風被害では、保証料を全額助成することで被災企業の事業継続を支援してまいりました。また、コロナ禍におきましては、国と自治体の公的支援によりまして失業率換算で2から3%と見込まれます雇用維持の効果を生んでおります。さらに、保証料助成を行う融資を利用した中小企業が横浜ビジネスグランプリのファイナリストになるなど企業の新たなチャレンジの後押し

ともなっております。

信用保証料助成事業が成長可能な企業を支援し健全な市場環境を維持するための対策についてでございますが、保証料助成事業は、大規模な災害や感染症など企業の責めに帰せない社会状況に際しては事業者の存続を最優先に資金繰りで支援しているところでございます。一方、平時におきましては、企業がGXなど新たなビジネスにチャレンジするための資金を提供することで成長発展を支援しておりまして、本事業は健全な市場環境の維持に貢献していると考えております。

以上、御答弁申し上げます。